

亀山市職員コンプライアンス条例施行規則をここに公布する。

令和元年7月26日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第12号

亀山市職員コンプライアンス条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、亀山市職員コンプライアンス条例（令和元年亀山市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利害関係者)

第2条 条例第5条第1項の規則で定める利害関係者とは、職員（条例第2条第2号に規定する職員をいう。以下同じ。）が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。ただし、職員の裁量の余地が少ない職務に関する者を除く。

(1) 許認可等（行政手続法（平成5年法律第88号。以下「手続法」という。）第2条第3号及び亀山市行政手続条例（平成19年亀山市条例第1号。以下「手続条例」という。）第2条第4号に規定する許認可等をいう。以下同じ。）をする事務 当該許認可等を受けて事業を行っている事業者等（法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいい、これらのものの利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者（以下「特定個人」という。）を含む。以下同じ。）、当該許認可等の申請をしている事業者等又は個人（特定個人を除く。）及び当該許認可等の申請をしようとして

いることが明らかである事業者等又は特定個人

- (2) 補助金等（亀山市補助金等交付規則（平成17年亀山市規則第32号）第2条第1号に規定する補助金等をいう。）を交付する事務 当該補助金等の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っている事業者等又は特定個人、当該補助金等の交付の申請をしている事業者等又は特定個人及び当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人
- (3) 立入検査又は監査（法令（手続条例第2条第2号に規定する法令をいう。）の規定に基づき行われるものに限る。）をする事務 当該立入検査又は監査を受ける事業者等又は特定個人
- (4) 不利益処分（手続法第2条第4号及び手続条例第2条第5号に規定する不利益処分をいう。）をする事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名宛人となるべき事業者等又は特定個人
- (5) 行政指導（手続法第2条第6号及び手続条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。）をする事務 当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等又は特定個人
- (6) 本市の支出の原因となる契約に関する事務又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項に規定する契約に関する事務 当該契約を締結している事業者等又は特定個人、当該契約の申込みをしている事業者等又は特定個人及び当該契約の申込みをしようとしていることが明らかな事業者等又は特定個人
- (7) 入札（地方自治法第234条第1項に規定する一般競争入札及び指名競争入札をいう。）に関する事務 入札に参加するために必要な資格を有する事業者等
- (8) 指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指

定管理者をいう。以下同じ。)に関する事務 指定管理者の指定を受けている事業者等、指定管理者の候補者となっている事業者等、指定管理者の指定の申請をしている事業者等及び指定管理者の指定を受けようとしていることが明らかな事業者等

(9) その他の所掌する事務 当該事務に関し前各号に掲げるものと同程度の利害関係が生じる事業者等又は特定個人

2 職員に異動があった場合において、当該異動前の職に係る当該職員の利害関係者であった者が、異動後引き続き当該職に係る他の職員の利害関係者であるときは、当該利害関係者であった者は、当該異動の日から起算して3年間(当該期間内に当該利害関係者であった者が当該職に係る他の職員の利害関係者でなくなったときは、その日までの間)は、当該異動があった職員の利害関係者であるものとみなす。

3 他の職員の利害関係者が、職員をしてその職に基づく影響力を当該他の職員に行使させることにより自己の利益を図るためその職員と接触していることが明らかな場合においては、当該他の職員の利害関係者は、その職員の利害関係者であるものとみなす。

(禁止行為)

第3条 条例第5条第1項の規則で定める禁止行為とは、次に掲げる行為をいう。

(1) 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与(せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。)を受けること。

(2) 利害関係者から金銭の貸付け(業として行われる金銭の貸付けにあっては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。)を受けること。

(3) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。

(4) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の

提供を受けること。

- (5) 利害関係者から未公開株式（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。
- (6) 利害関係者から供応接待を受けること。
- (7) 利害関係者ととともに遊技又はゴルフをすること。
- (8) 利害関係者ととともに旅行（公務のための旅行を除く。）をすること。
- (9) 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。
- (10) その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、事業者等から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けること。
- (11) 自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせること。

2 前項第1号から第9号までの規定の適用については、職員（同項第9号に掲げる行為にあつては、同号の第三者。以下この項において同じ。）が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

（市民の疑惑や不信を招くおそれのない行為）

第4条 条例第5条第1項ただし書の市民の疑惑や不信を招くおそ

れない行為として規則で定める行為とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 利害関係者から宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。
- (2) 多数の者が出席する式典、総会等において、利害関係者から記念品の贈与を受けること。
- (3) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。
- (4) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車（当該利害関係者がその業務等において日常的に利用しているものに限る。）を利用すること（当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。）。
- (5) 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。
- (6) 多数の者が出席する式典、総会等において、利害関係者から飲食物の提供を受けること。
- (7) 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けること。
- (8) 利害関係者とともに自己の費用を負担して飲食等を行うこと。ただし、利害関係者との接触等に関する届出書（様式第1号）を任命権者に提出し、許可を得た場合に限る。
- (9) 私的な関係（職員としての身分にかかわらない関係をいう。この号において同じ。）がある者であり、かつ、利害関係者に該当する者との間における前条第1号から第8号までに掲げる行為。ただし、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等に鑑み、公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限る。

2 職員は、前項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合においては、当該職員を管理監督する立場にある者に相談し、その指示に従うものとする。

(亀山市コンプライアンス委員会の委員長)

第5条 条例第6条第1項の亀山市コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の会議は、非公開とする。

4 委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、参考意見又は説明を聴取することができる。

(委員会の所掌事務)

第7条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 条例第9条第3項の規定により通知のあった公益通報に関する調査及び審査を行うこと。

(2) 条例第13条第1項前段の規定により諮問のあった働きかけ行為に関する調査審議を行うこと。

(3) 条例第14条第1項に規定する推進会議が不正な行為を行わないよう必要な対策を講じた措置に関する調査及び審査を行うこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、職員のコンプライアンスの推進に関する専門的な審査、助言等を行うこと。

(亀山市コンプライアンス推進会議の委員等)

第8条 条例第7条第2項の規則で定める者とは、副市長、総合政

策部長、生活文化部長、健康福祉部長、産業建設部長、上下水道部長、危機管理監、地域医療部長、消防部長及び教育部長をいう。

- 2 会長は副市長を、副会長は総合政策部長をもって充てる。
- 3 条例第7条第1項の亀山市コンプライアンス推進会議（以下「推進会議」という。）は、必要があると認めるときは、委員以外の職員を臨時に委員とすることができる。
- 4 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（推進会議の会議）

第9条 推進会議の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 推進会議の会議は、非公開とする。
- 4 推進会議は、必要に応じて関係者の出席を求め、参考意見又は説明を聴取することができる。

（推進会議の所掌事務）

第10条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）条例第9条第2項の規定により受け付けた公益通報に関する調査を行うこと。
- （2）条例第12条第2項本文の規定により提出のあった働きかけ行為の記録に関する調査を行うこと。
- （3）条例第14条第1項の規定により不正な行為を行わないよう必要な対策を講ずること。
- （4）前3号に掲げるもののほか、職員のコンプライアンスの推進に関する調査及び研究を行うこと。

（公益通報の方法）

第 1 1 条 職員等は、条例第 9 条第 1 項の規定により公益通報を行う場合は、実名で書面をもってしなければならない。ただし、公益通報の根拠を推進会議又は監督者に示すことができる場合は、匿名で公益通報を行うことができる。

2 前項の書面は、公益通報書（様式第 2 号）によるものとする。
（公益通報の受理等）

第 1 2 条 推進会議は、条例第 9 条第 2 項の規定により公益通報を受け付けたときは、当該公益通報を行った者（前条第 1 項ただし書の規定により匿名で公益通報を行った者を除く。）から事情を聴取し、通報の趣旨を確認して当該公益通報を受理するものとする。

2 推進会議は、前項の規定による趣旨の確認により、当該公益通報が不正な意図又は個人的な感情による通報であると認められる場合は、これを不受理とすることができる。

3 推進会議は、公益通報の受理又は不受理を決定したときは、当該決定について、公益通報受理（不受理）通知書（様式第 3 号）により当該公益通報を行った者に通知するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、前条第 1 項ただし書の規定により匿名で公益通報を行った者については、当該通知を行わないものとする。

5 推進会議は、公益通報を受理したときは、当該公益通報の概要を公益通報受理報告書（様式第 4 号）により市長に報告しなければならない。この場合において、公益通報を行った者の氏名は、報告しないものとする。

（委員会に対する報告等）

第 1 3 条 条例第 9 条第 3 項の規定による通知は、公益通報通知書（様式第 5 号）によるものとする。

2 推進会議は、条例第 9 条第 3 項の規定による調査の結果、公益通報の内容が事実ではないと認めるとき、公益通報に該当しない

と認めるときその他委員会における調査及び審査の必要があると認められないことにより委員会に通知しなかったとき（前条第2項の規定により不受理としたときを含む。）は、その旨を公益通報調査報告書（様式第6号）により委員会及び市長に報告するものとする。この場合において、公益通報を行った者の氏名は、市長に報告しないものとする。

3 委員会は、前項の規定により報告された公益通報について、委員会において調査及び審査の必要があると認めたときは、当該公益通報についての調査及び審査を行うものとする。

4 条例第9条第4項の規定は、前項の調査及び審査について準用する。

5 条例第9条第4項の規定による通知は、公益通報調査等結果通知書（様式第7号）によるものとする。

（公益通報を行った者に対する通知）

第14条 推進会議は、条例第9条第3項の規定による調査の結果（同条第4項（前条第4項の規定において準用する場合を含む。）の規定により通知を受けたときは、当該通知における委員会による調査及び審査の結果を含む。）を公益通報調査結果通知書（様式第8号）により公益通報を行った者に通知しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第11条第1項ただし書の規定により匿名で公益通報を行った者又は前項の規定による通知を希望しない者については、当該通知を行わないものとする。

（働きかけ行為の報告等）

第15条 条例第12条第1項の規定による報告又は同条第2項本文の規定による記録の提出は、働きかけ行為記録兼報告書（様式第9号）によるものとする。

（働きかけ行為の調査の通知）

第16条 条例第12条第3項の規定による通知は、働きかけ行為調査結果通知書（様式第10号）によるものとする。

(働きかけ行為に関する諮問)

第17条 条例第13条第1項前段の規定による諮問は、働きかけ行為諮問書(様式第11号)によるものとする。

(公益通報等に係る措置に関する報告)

第18条 任命権者は、条例第11条の規定により公益通報に係る措置を講じたとき、条例第13条第1項前段の規定により働きかけ行為に係る措置を講じたとき及び条例第14条第3項の規定により不正な行為に係る措置を講じたときは、当該措置を講じた内容等について市長に報告するものとする。

2 推進会議は、条例第14条第3項の規定により不正な行為に係る措置を講じたときは、当該措置を講じた内容等について市長に報告するものとする。

(庶務)

第19条 委員会及び推進会議の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第20条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行後最初に行われる委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

様式第1号（第4条関係）

利害関係者との接触等に関する届出書

年 月 日

（任命権者） 宛て

所属
氏名

印

利害関係者との接触等について、次のとおり対応したいので、亀山市職員コンプライアンス条例施行規則第4条第1項第8号の規定により届け出ます。

種 別	<input type="checkbox"/> 飲食 <input type="checkbox"/> その他（ ）
開催等年月日	
主催者又は相手方	所在地（住所） 名称（氏名） ※法人等の場合は、代表者等の職氏名
内容（場所、費用等を具体的に記載）	
必要性及び職務の執行の公正さを損なうおそれがないと思われる理由	
同行する職員	所属 職氏名
事後届出の理由	

所属長	受理年月日 年 月 日	処理結果 <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適	確認印
-----	----------------	--	-----

様式第2号（第11条関係）

公益通報書

年 月 日

亀山市コンプライアンス推進会議 宛

亀山市職員コンプライアンス条例第9条第1項の規定により、下記のとおり通報します。

記

1 公益通報を行った者

氏 名	<input type="checkbox"/> 匿名希望	
所属又は事業者名		
通報先（可能な限り、複数記載をお願いします。）	住所	
	電話	
	ファクシミリ	
	電子メール	
希望する連絡方法	<input type="checkbox"/> 書面の送付 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> ファクシミリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> その他（ ）	
結果の通知	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない (匿名の場合は、通知できません。)	

2 通報内容（いつ、だれが、なにをしたか具体的に記載してください。）

3 その他推進会議に伝えたい事項（推進会議に望む対応等を記載してください。）

様式第3号（第12条関係）

年 月 日

（公益通報を行った者） 様

亀山市コンプライアンス推進会議会長 印

公益通報受理（不受理）通知書

年 月 日付けで受け付けた公益通報については、下記のとおり受理（不受理）と決定しましたので、亀山市職員コンプライアンス条例施行規則第12条第3項の規定により通知します。

記

1 通報内容

2 受理年月日（不受理の場合は、その理由）

3 その他

公益通報を行ったことによって不利益な取扱いを受けたと思料するときは、亀山市職員コンプライアンス条例第10条第2項の規定により、亀山市コンプライアンス委員会にその是正を申し立てることができます。

様式第4号（第12条関係）

年 月 日

亀山市長 様

亀山市コンプライアンス推進会議会長 印

公益通報受理報告書

年 月 日付けで受け付けた公益通報については、下記のとおり受理しましたので、亀山市職員コンプライアンス条例施行規則第12条第5項の規定により報告します。

記

1 通報内容

2 受理年月日

様式第5号（第13条関係）

年 月 日

亀山市コンプライアンス委員会委員長 様

亀山市コンプライアンス推進会議会長 印

公益通報通知書

年 月 日付けで受け付けた公益通報については、亀山市コンプライアンス委員会において調査及び審査の必要があると認めるため、亀山市職員コンプライアンス条例第9条第3項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 受理年月日

2 公益通報を行った者

3 通報内容

4 証拠書類等

様式第6号（第13条関係）
その1

年 月 日

亀山市コンプライアンス委員会委員長 様

亀山市コンプライアンス推進会議会長 印

公益通報調査報告書

年 月 日付けで受け付けた公益通報については、亀山市コンプライアンス委員会における調査及び審査の必要があると認められないため同委員会に通知しなかったことから、亀山市職員コンプライアンス条例施行規則第13条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 受理年月日

2 公益通報を行った者

3 通報内容

4 証拠書類等

様式第6号（第13条関係）
その2

年 月 日

亀山市長 様

亀山市コンプライアンス推進会議会長 印

公益通報調査報告書

年 月 日付けで受け付けた公益通報については、亀山市コンプライアンス委員会における調査及び審査の必要があると認められないため同委員会に通知しなかったことから、亀山市職員コンプライアンス条例施行規則第13条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 通報内容
- 2 受理年月日（不受理の場合は、不受理としたこと及びその理由）
- 3 証拠書類等

様式第7号（第13条関係）

年 月 日

（市長、任命権者、亀山市コンプライアンス推進会議会長）様

亀山市コンプライアンス委員会委員長 印

公益通報調査等結果通知書

年 月 日付けで亀山市コンプライアンス推進会議から通知のあった公益通報に関する調査及び審査の結果について、亀山市職員コンプライアンス条例第9条第4項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 通報年月日
- 2 通報内容
- 3 調査及び審査の結果
- 4 委員会の意見

様式第8号（第14条関係）

年 月 日

（公益通報を行った者） 様

亀山市コンプライアンス推進会議会長 印

公益通報調査結果通知書

年 月 日付けで受け付けた公益通報に対する調査の結果について、亀山市職員コンプライアンス条例施行規則第14条第1項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 受理年月日

2 通報内容

3 調査の結果

4 推進会議の意見

5 その他

公益通報を行ったことによって不利益な取扱いを受けたと思料するときは、亀山市職員コンプライアンス条例第10条第2項の規定により、亀山市コンプライアンス委員会にその是正を申し立てることができます。

様式第9号（第15条関係）

働きかけ行為記録兼報告書

年 月 日

所 属		受付日時	年	月	日
対応した職員の 職 氏 名					
受 付 形 態	<input type="checkbox"/> 窓口 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> その他（ ）				
相手方の住所、 氏名等（団体にあ っては、団体名、代 表者の職氏名）					
働きかけ行為の 内 容	<input type="checkbox"/> 要望 <input type="checkbox"/> 提言 <input type="checkbox"/> 苦情 <input type="checkbox"/> その他				
対 応 方 針	（いつ、だれが、なにをやるか具体的に記載してください。）				
対 応 結 果	（いつ、だれが、なにをしたか具体的に記載してください。）				
備 考					

確				
認				

様式第10号（第16条関係）

年 月 日

（亀山市長、任命権者） 様

亀山市コンプライアンス推進会議会長 印

働きかけ行為調査結果通知書

所 属	
所属長又は上司 の 職 氏 名	
対応した職員の 職 氏 名	
調査対象行為の あ っ た 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分
受 付 形 態	<input type="checkbox"/> 窓口 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> その他（ ）
相手方の住所、 氏名等（団体にあ っては、団体名、代 表者の職氏名）	
調査対象行為の 内 容	<input type="checkbox"/> 要望 <input type="checkbox"/> 提言 <input type="checkbox"/> 苦情 <input type="checkbox"/> その他
対 応 の 状 況	
働きかけ行為の 該 当 の 有 無 等	調査対象行為は、働きかけ行為に該当 <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
備 考	

様式第11号（第17条関係）

働きかけ行為諮問書

年 月 日

亀山市コンプライアンス委員会委員長 様

（任命権者）

印

亀山市職員コンプライアンス条例第13条第1項前段の規定により、下記の働きかけ行為に対し、亀山市コンプライアンス委員会の意見を求めます。

記

- 1 諮問に係る働きかけ行為
- 2 諮問の内容
- 3 諮問の理由
- 4 添付書類等
 - （1）働きかけ行為記録兼報告書
 - （2）働きかけ行為調査結果通知書